

報告第 22 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

安曇野市豊科高家 5356 番 12 先の市道豊科 1 級 31 号線における事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 6 月 1 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 和解の相手方

住所 松本市

氏名

2 事故の概要

令和 3 年 5 月 2 日、損害賠償請求者の夫が運転する軽自動車は、市道を走行中、道路左側にあった窪みに気づかず通過したところ、窪みの角に左前輪を接触させタイヤがパンクしたものの。

3 和解の内容

本件事故の原因は、道路管理者の安全管理不備に起因するものの、前方確認等運転者側にも一定の過失が認められるため、安曇野市の過失を 30%とする。

よって、安曇野市は損害賠償請求者に対し、損害の解決金として 6,270 円を賠償するものとする。

なお、本件示談に関し、安曇野市と損害賠償請求者との間には、一切の債権債務がないことを相互に確認した。

報告第 23 号

地方自治法第 180 条の規定による専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 6 月 24 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

(別紙)

専 決 処 分 書

豊科北小学校職員駐車場（安曇野市豊科南穂高 2692 番地）における事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 6 月 3 日

安曇野市長 宮澤 宗弘

1 損害賠償の相手方

住所 長野県安曇野市

氏名

2 事故の概要

令和 3 年 5 月 14 日午後 4 時頃、豊科北小学校職員駐車場において、庁務員が草刈機による除草作業中に飛び石が発生し、駐車中の損害賠償請求者の自家用車、右後部座席ガラス及びアウターハンドルを損傷したものである。

3 損害賠償の額

本事故の原因は、施設管理者の安全管理不備によるため、安曇野市の過失を 100% とする。

よって、安曇野市は本件事故の相手方に対し、損害賠償金として 101,470 円を支払う。

なお、本事故に関し、安曇野市及び相手方との間には、損害賠償金以外に何らの債権債務がないことを相互に確認する。